

# 関西島根美郷会 会則

(名称)

第1条

この会は、関西島根美郷会と称する。

(目的)

第2条

関西島根美郷会は、ふるさと美郷町との連携を密にして、ふるさと美郷町の発展と活性化に貢献すると共に、会員相互の親睦と交流を図る事を目的とする。

(組織)

第3条

関西島根美郷会の会員は、第2条の目的に賛同して入会申込みをした、旧邑智町と旧大和村の出身者及びその縁故者をもって会員とする。

(会の業務)

第4条

関西島根美郷会は、目的達成の為次の事業を行う。

- (1)ふるさと美郷町の発展と活性化に関する事。
- (2)ふるさと美郷町の都市交流事業に対する支援に関する事。
- (3)ふるさと美郷町の町づくりへの提言、観光宣伝に関する事。
- (4)会員相互の親睦、交流に関する事。
- (5)その他目的達成に必要な事項。

(会の所在地)

第5条

関西島根美郷会の事務所は、会長宅に置く。

(役員)

第6条

理事会に、次の役員を置くものとする。

(1)会長	1名
(2)副会長	若干名
(3)事務局長・次長	各1名
(4)会計	1名
(5)理事	若干名
(6)会計監事	2名
(7)顧問	若干名

(役員の仕事)

第7条

役員は、次の任務を行う。

- (1)会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3)事務局長は、本会の運営と美郷町との連絡調整及び一般事務を行う。次長は、事務局長を補佐する。
- (4)会計は、理事と連携、協力のもとに会の会計事務を行う。
- (5)理事は、理事会を組織して次の任務を行う。
  - ①理事会において、事業計画の立案及び議案の審議をすると共に、実行・推進にあたり、会員の連絡調整に努める。
  - ②会長の諮問する事項の審議
- (6)会計監事は、会の財産及び会計業務の執行状況を監査する。
- (7)顧問は、会の運営に関し、適時助言を行う。

(役員を選任と任期)

第8条

理事及び監事は、会員の中から総会で選任する。  
また、会長・副会長・事務局長・会計は、理事の中から理事会で選任する。  
(1)役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
(2)任期途中で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。  
(3)役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(会議)

第9条

会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。  
(1)総会は年1回開催し、会員の親睦と交流の場とする。  
(2)理事会は、事業計画の推進に併せて随時開催する。

(会議の運営)

第10条

- 会議を招集するには、会議の構成員に対し、会議の目的たる事項ならびに日時・場所を示し通知する。
- 2 会議構成員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決める。

(会議の議決事項)

第11条

会議の議決事項は、次の通りとする。

- (1)総会
  - ①役員の仕事
  - ②事業計画及び予算
  - ③事業報告及び決算
  - ④会則の改廃
  - ⑤その他理事会で審議する事が、必要と思われる事項
- (2)理事会
  - ①各事業を具体的に計画、推進するに当たっての必要事項

(会議の議長)

第12条

総会及び理事会の議長は、会長が務める。

(加入及び脱退)

第13条

関西島根美郷会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出するものとし、脱退しようとする者は、事務局に届け出る事とする。

(会計)

第14条

関西島根美郷会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって当てる。会費は、理事会において決定する。

(事業年度)

第15条

関西島根美郷会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

(委任)

第16条

この会則に定めるものの他、会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(付則)

この会則は、2008年3月16日から施行する。  
この会則は、2012年3月4日から一部改定し施行する。  
この会則は、2019年3月17日から一部改定し施行する。  
この会則は、2023年3月19日から一部改定し施行する。